

別紙 1

厚生労働省発基労第 0627001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成 18 年 6 月 27 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正

労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、百二十分の二十（現行百二十二分の二十二）とするものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。